

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会個人情報保護に関する規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第30条第2項に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、その収集、保管、利用について必要事項を定め、本法人の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 個人情報とは、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、本法人が業務運営上取得又は作成した全ての情報であって、次に掲げるものを含む。

- (1) 当該個人に帰属する情報の他、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるもの
- (2) 紙に記入若しくは印刷された情報の他、電子計算機、光学式処理装置等により処理又は保存されているもの

（本法人の責務）

第3条 本法人は、個人情報の収集、保管又は利用にあたり、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を提供する者への周知及び公開
- (2) 本法人の業務運営に従事する者（業務委託を除く。以下、同様とする）及び本法人の会員に対する規程の遵守の徹底
- (3) その他、本法人が必要と認めた措置

（個人の責務）

第4条 本法人の本法人の会員及び本法人の業務運営に従事する者は、本規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏えい又は流失させた場合、又は本法人の会員及び本法人の業務運営に従事する者のみが知り得る個人情報を本法人の会員以外の者に漏えい又は流失させた場合、本法人は、定款第12条に基づき、懲戒処分に処す。
- 3 第1項の定めについて、本法人の会員であった者及び本法人の業務運営に従事してい

た者は、本法人において過去に知り得た個人情報を第三者に漏えい又は流失してはならない。漏えい又は流失により、本法人に損害を与えた場合は、然るべき対応又は法的処置を講ずるものとする。

(個人情報管理者の設置)

第5条 本法人は、本規程の目的を達成するため、個人情報管理者を置く。

- 2 本法人の個人情報管理者は、理事会において選任された理事とする。
- 3 個人情報管理者は、本法人における個人情報の収集、保管及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。
- 4 個人情報管理者は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護委員会の設置)

第6条 本法人は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会を置く。

- 2 個人情報保護委員会の詳細については、別に定める。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限及び方法)

第7条 個人情報は、本法人の業務運営に必要な範囲に限定して収集するものとする。

- 2 個人情報は、本人から適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外から収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令の規定に基づくとき。
 - (3) 出版・報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) その他、個人情報管理者又は個人情報保護委員会が本人以外から収集することに相当の理由があると認めたとき。
- 3 本人からの個人情報の収集にあたっては、本法人が定める就業規則等により本法人が雇用する者に対して規定するものを除き、原則として次の事項について明らかにし、それを通知又は公表しなければならない。
 - (1) 収集の目的
 - (2) 用途

- (3) 保有期間
 - (4) 個人情報の提供に関する本人の任意性および当該情報を提供しなかった場合に生じる結果
 - (5) 個人情報の開示を求める権利および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在ならびに当該権利を行使するための具体的方法
 - (6) 情報処理を委託する等の目的のため、個人情報を外部に委託することが予定されている場合には、その旨。
 - (7) 個人情報を第三者に提供することが予定されている場合においては、その旨
- 4 前項第7号において、本法人が収集する個人情報について、本人から第三者への提供を拒否された場合は、これに応ずるものとする。但し、本人及び公共の利益の保護又は本法人が保有する個人情報の適正な管理運営のために必要な場合においては、この限りではない。
- 5 個人情報の収集は、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。但し、次に掲げる各号の一つに該当するときは、この限りではない。
- (1) 当該情報を収集することについて、本人の明示的な同意があるとき。
 - (2) 法令の規定に基づくとき。
 - (3) 出版・報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(本人の同意の方法)

第8条 本人の同意の方法については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、前条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
- (2) インターネットを経由して本法人のホームページ等から個人情報収集する場合は、前条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
- (3) 本人の同意の方法については、前2項の定めを原則とする。但し、本人の意思により、前2項の定めによらず口頭及び電話等での情報提供がなされた場合は本人が同意したものとみなす。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 個人情報管理者は、個人情報を収集する目的以外のために利用又は第三者に提供してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。

- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) その他、個人情報保護委員会が適当と認めたとき。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第10条 個人情報管理者は、個人情報の安全保護の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 不要となった個人情報の廃棄又は消去

(個人情報の正確性及び最新性の維持)

第11条 個人情報管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の正確性及び最新性を維持するよう努めなければならない。

(個人情報の保存・保管等に関する事項)

第12条 本法人は、個人情報に関する次の事項について取扱い規定を設け、適正に管理しなければならない。

- (1) 保存、保管
- (2) アクセス制限、管理
- (3) 複製等の制限
- (4) 移送及び送信
- (5) 破棄

(収集の届出)

第13条 本法人の業務運営上、従前に収集していなかった新たな個人情報を収集するときは、個人情報管理者は、あらかじめ次の事項を個人情報保護委員会に届け出て承認を得なければならない。

- (1) 名称
- (2) 利用目的
- (3) 収集の対象者
- (4) 収集方法
- (5) 記録項目
- (6) 記録の形態

(7) その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項

- 2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、個人情報管理者はあらかじめこれを個人情報保護委員会に届け出て承認を得なければならない。

第4章 個人情報の開示等

(個人情報の開示)

第14条 本人は、自己に関する個人情報の開示を本法人に請求することができる。

- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、個人情報管理者あてに提出するものとする。
- 3 開示の請求があったとき、個人情報管理者はこれを開示しなければならない。但し、その個人情報が、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、個人情報管理者は、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(個人情報の開示制限)

第15条 本法人は、個人情報が次に掲げる各号に該当する場合、本人に対して個人情報を開示しないものとする。

- (1) 法令の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、本法人の業務運営に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、本法人の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) その他、開示が適当でないと個人情報管理者が判断したとき。

(個人情報の訂正又は削除)

第16条 本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、個人情報管理者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 個人情報管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。但し、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(個人情報の利用停止)

第17条 本人は、自己に関する個人情報が不適正に利用又は提供が行われていると認めるときは、本人であることを明らかにして、個人情報管理者に対し、利用停止の請求を行うことができる。

2 個人情報管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。但し、利用停止に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第5章 その他

(委託先の選定及び管理)

第18条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、個人情報管理者は、適切に委託先を管理しなければならない。

2 この場合において、本法人は、委託業者との間で、個人情報の保護に関する覚書を締結しなければならない。

(手数料)

第19条 本法人は、個人から個人情報の利用目的の通知又は開示の請求を求められた場合、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 手数料については、別に定める。

(規格外の取扱)

第20条 個人情報管理者は、本規程に定める事項以外の取扱いを行う場合は、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項に関し重要なものについて承認する場合、事前に個人情報保護委員会の意見を徴した上で、理事会の決議を得るものとする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会の意見を徴し、理事会の決議による行う。

附則

1 この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。